

土浦市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年6月27日付け土浦市監査委員告示第11号で公表した令和5年度財政援助団体等に対する監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年6月5日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充

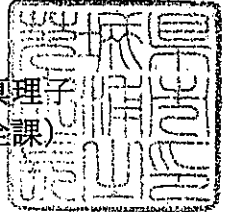




土生発第 257 号
令和 7 年 5 月 26 日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：生活安全課)

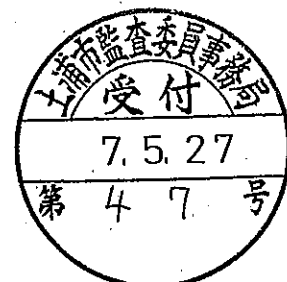


令和 5 年度実施の財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について (通知)

監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	(2) 補助対象事業が明確でないことについて 補助金は、公益上の必要性から交付するものであり、どのような事業に補助金を交付することでどのような効果が期待できるかを明確にしておくべきである。 土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項 (以下「安全協会要項」という。) には、補助対象として、安全協会が行う事業がいくつか羅列してあるが、今回実施した事業がどの事業に該当するか明確ではなかった。 公益目的の事業を行っている安全協会だからといって、その事業全てが補助金の交付対象というわけではなく、安全協会が行う事業のうち、どのようなものに公益上の必要性があり、その実施によってどのような効果を期待しているか明確にした上で補助対象となる事業を特定し、補助金を交付すべきである。
講じた措置の内容	指摘事項を受けて、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項を改正しました。(令和 7 年 3 月 28 日土浦市告示第 67 号。令和 7 年 4 月 1 日施行) 別表の補助対象事業の項目の変更、さらに交付申請書の添付書類に事業計画書及び事業収支予算書を追記し明文化することで、補助対象事業の詳細な特定を行えるようにしました。



監査の結果（指摘事項）	（３）補助金の交付決定前に実施した事業の取扱いが明確でないことについて 補助金の交付対象となる事業は、交付決定を受けた後に着手したものが一般的であるが、本件補助金では、補助金の交付決定以前に実施した事業もその対象としている。 補助金の交付決定を受ける前に実施した事業については、補助金の交付対象となるか明らかになる前に事業に着手しているため、交付の条件に合わせて事業内容を変更することができないので、場合によっては、補助対象とならないことも考えられるが、そのような事業も補助対象とするならば、その旨を安全協会要項で定め、補助対象となる事業の範囲を明確にすべきである。
講じた措置の内容	指摘事項を受けて、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項を改正しました。（令和７年３月２８日土浦市告示第６７号。令和７年４月１日施行） 交付申請書の提出期限を撤廃し、土浦地区交通安全協会に対し年度当初に交付申請書を提出するよう指導しました。

監査の結果 (指摘事項)	(4) 補助対象経費、補助率等が明確でないことについて 補助金は、公益上の必要性に応じ交付するものであるが、その財源は無限ではなく、効率的及び効果的に補助事業を支援するためには、補助対象経費、補助率等を定め、補助の目的を達成するために必要な経費を的確に積算し、補助するようにしなければならない。 しかし、安全協会要項では、補助対象経費、補助率等が明確でなく、補助金が適正に執行されたか確認しがたいものであったため、安全協会要項に補助対象経費、補助率等を定めておく必要がある。
講じた措置の内容	指摘事項を受けて、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項を改正しました。(令和7年3月28日土浦市告示第67号。令和7年4月1日施行) 補助対象経費の詳細について要項の別表で決めました。なお、補助対象経費であっても原則自主財源で行うものであり、不足分を補助金で充当させるものであるから補助率は定めませんでした。

監査の結果 (指摘事項)	(5) 補助金の交付決定時の額の算定根拠が不明瞭なことについて 本件補助金の交付決定の起案では、補助対象となる事業及び経費が明確でなく、補助金交付申請書に費目ごとの予算がわかる資料も添付されていなかったため、どの事業及び経費を補助対象として交付を決定したか判別できるものではなかった。 通常、補助金の交付対象となる事業には、補助金以外の収入があり、それを補うために補助金が交付されているものと考えられ、事業費全体を知ることにも必要であるが、補助の対象となる事業及び経費が判別できるような資料がないと、どの経費が補助対象であるかわからないため、必要な書類の提出を求め、補助対象経費及び補助額を精査した上で補助金の交付を決定すべきである。
講じた措置の内容	指摘事項を受けて、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項を改正しました。(令和7年3月28日土浦市告示第67号。令和7年4月1日施行) 交付申請に添える書類を明文化し、補助対象事業及び補助対象経費を明確にしました。

監査の結果 (指摘事項)	(6) 補助金の額の確定時の算定根拠が不明瞭 本件補助金の額の確定の起案では、補助対象となる事業及び補助対象経費が明確でなく、実績報告書には、費目ごとの執行内容を示す書類も添付されていないため、どの事業及び経費を対象として補助金を交付したか判別できず、その使途が適正か判断できるものではなかった。 補助金は、財政的援助であり、まず、補助事業者の補助事業に係る収入等を経費に充て、それでも不足する額を補助金で補うのが原則であり、全体事業費に係る収支決算書の内容の確認も必要であるが、補助対象となる経費が分かる資料の提出を求め、その執行内容を証憑等で確認した上で補助金の交付額を決定すべきである。
講じた措置の内容	指摘事項を受けて、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項を改正しました。(令和7年3月28日土浦市告示第67号。令和7年4月1日施行) 実績報告書に添える書類を明文化し、補助対象事業及び補助対象経費を明確にしました。

監査の結果 (指摘事項)	(7) 間接補助に係るルールがないことについて 市が補助金を交付した団体がその補助金の中からその下部組織等に補助金を交付した場合は、その下部組織等に交付された補助金に関しては、市の監査権限はない。 しかし、市としては、補助金として交付したものに変わりはないので、補助金を交付した団体と同様にその下部組織等にも補助金の公正かつ効率的な使用を求める必要がある。 間接補助として安全協会の下部組織に補助することを認めるのであれば、安全協会要項に準じたルールが必要であり、それがなければ、補助金の公正かつ効率的な使用を担保することができないことから、間接補助に係るルールを安全協会が作ることを条件に市の補助金の交付対象とするべきである。
講じた措置の内容	指摘事項を受けて、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項を改正しました。(令和7年3月28日土浦市告示第67号。令和7年4月1日施行) 補助対象経費の詳細について要項の別表で定め、下部組織等への補助金は補助対象外とし間接補助を認めないこととしました。

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項（平成14年土浦市告示第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、地域における交通安全活動を積極的に促進するため、一般財団法人茨城県交通安全協会土浦地区交通安全協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（別表において「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（別表において「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1）事業計画書

（2）事業収支予算書

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により協会に通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第5条 協会は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは補助事業に要する経費の配分の変更（補助事業に要する経費の20パーセント以内の額の変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、土浦地区交通

安全協会活動促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、土浦地区交通安全協会活動促進事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により協会に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第6条 市長は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

- 2 協会は、前項の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由を記載した土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の追加交付）

第7条 市長は、第4条の規定による補助金の交付決定後に生じた事情の変更により特に必要があると認めるときは、補助金の追加交付をすることができる。

- 2 協会は、前項の補助金の追加交付を受けようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。
- 3 協会は、前項の規定による協議が調ったときは、補助金の追加交付を必要とする理由を記載した土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金追加交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

（1）事業計画書

（2）事業収支予算書

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の追加交付を決定したときは、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金追加交付決定通知書（様式第7号）により協会に通知するものとする。
- 5 第5条及び前条の規定は、補助金の追加交付について準用する。

（実績報告）

第8条 協会は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金額確定通知書(様式第9号)により協会に通知するものとする。

- 2 協会は、前項の規定による通知を受けた場合において、第6条第1項の概算払を受けているときは、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金概算払精算書(様式第10号)により速やかに補助金の精算をしなければならない。

(補助金の交付の請求等)

第10条 協会は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付請求書(様式第11号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに協会に補助金を交付するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 協会は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(土浦市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部改正)
- 2 土浦市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱(令和4年土浦市告示第114号)の一部を次のように改正する。

別表土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項(平成14年土浦市告示第10号)の項を削る。

別表（第2条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額
交通安全活動に関する事業	1 交通安全の普及啓発に關すること。	需用費、役務費、委託料、使	3 3 5 万 2, 0 0 0
	2 各種行事の開催及び支援に關すること。	用料及び賃借料、工事請負	円以内
	3 交通安全功勞者、優良運転者等の表彰に關すること。	費、備品購入費、負担金そ	
	4 市長が必要かつ適當と認めること。	の他市長が必要と認める費用	

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付申請書

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金の交付を受けたいので、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象事業の目的及び内容

2 補助対象事業に要する経費 円

3 補助金交付申請額 円

4 添付書類

（1）事業計画書

（2）事業収支予算書

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

殿

土浦市長



土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金について、土浦市補助金等交付規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費 円

3 補助金交付決定額 円

4 交付の条件

- (1) 土浦市補助金等交付規則及びこれに基づく市長の指示に従うこと。
- (2) 土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項の定めに従うこと。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

土浦地区交通安全協会活動促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金について、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項第5条第1項の規定により、下記のとおり補助事業の変更（中止・廃止）の承認を申請します。

記

1 補助事業名

2 区分

- ☐ 補助事業の内容の変更
☐ 補助事業に要する経費の配分の変更
☐ 補助事業の中止
☐ 補助事業の廃止

3 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更の場合

変更前	変更後	変更の理由

4 補助事業の中止又は廃止の場合

中止又は廃止の理由

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日 号

殿

土浦市長



土浦地区交通安全協会活動促進事業変更（中止・廃止）承認
（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土浦地区交通安全協会活動促進事業の変更（中止・廃止）について、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項第5条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認）を決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 承認する補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更

変更前	変更後

3 不承認

不承認の理由

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（請求先）土浦市長

請求者

所在地

名称

代表者氏名

印

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金について、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

- 1 概算払請求額 円
- 2 概算払を必要とする理由
- 3 振込先口座

金融機関名		本店・支店名等	
預金種目		口座番号	
口座名義人	フリガナ		

年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金追加交付申請書

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金の追加交付を受けたいので、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項第 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金当初交付決定額 円

2 補助金追加交付申請額 円

3 補助金の追加交付を必要とする理由

4 添付書類

（1）事業計画書

（2）事業収支予算書

（3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金追加交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金の追加交付について、土浦市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金当初交付決定額 円
- 2 補助金追加交付決定額 円
- 3 補助金交付決定総額 円
- 4 交付の条件
(1) 土浦市補助金等交付規則及びこれに基づく市長の指示に従うこと。
(2) 土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項の定めに従うこと。

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

（報告先）土浦市長

報告者

所在地

名称

代表者氏名

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金について、補助事業が完了したので、土浦市補助金等交付規則第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業が完了した日

年 月 日

3 補助事業に要した経費 円

4 添付書類

（1）事業報告書

（2）事業収支決算書

（3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金について、土浦市補助金等交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要した経費 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金確定額 円

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）土浦市長

所在地

名称

代表者氏名

印

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金概算払精算書

年 月 日付け 第 号で確定した土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金について、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項第6条第1項の概算払を受けたので、同要項第9条第2項の規定により、下記のとおり精算します。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 概算払受領額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 差引精算額 | 円 |

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

（請求先）土浦市長

請求者

所在地

名称

代表者氏名

印

土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定した土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金について、土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先口座

金融機関名		本店・支店名等	
預金種目		口座番号	
口座名義人	フリガナ		